

滞在先市町村における不在者投票

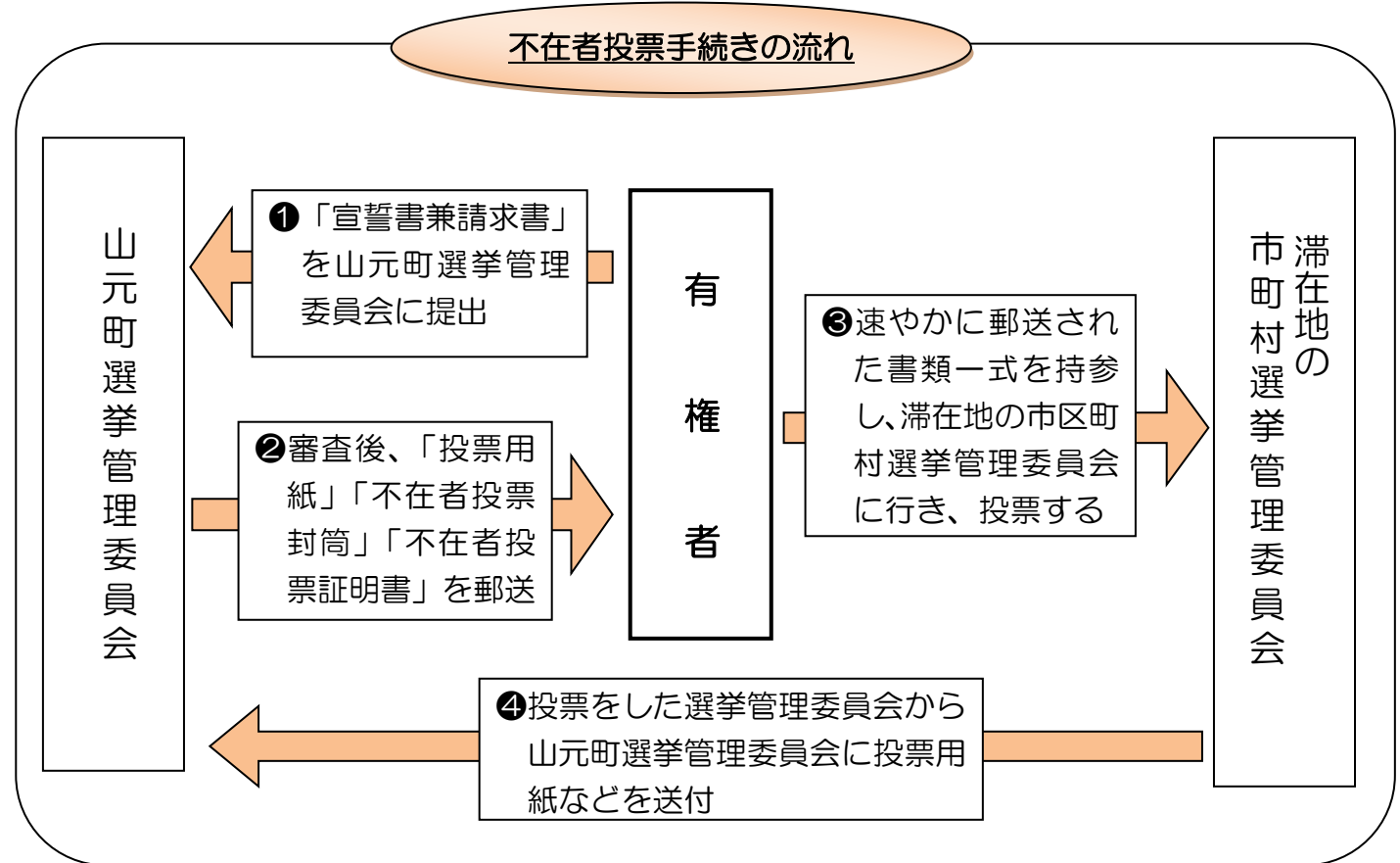
不在者投票手続きの流れ

● 不在者投票ができる期間は選挙期日の告示（公示）の翌日から投票日の前日までです。

● 不在者投票ができる時間・場所は滞在先市町村にご確認ください。

【注意事項】

- ・ 不在者投票証明書が入った封筒は、絶対に開けないでください。開封すると投票できなくなります。
- ・ 不在者投票は、期間に余裕を持って投票してください。



※ 投票用紙の請求は、「宣誓書兼請求書」の提出が必要となります。山元町選挙管理委員会に請求いただくか、山元町ホームページからダウンロードしてください。